

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06) 6568-2047

小学生も中学生も我慢している？

～『小中一貫校問題』を考える学習会（寝屋川市）～

蒸し暑い日が続く7月1日（土）に、寝屋川の教育を考える会主催の『『小中一貫校問題』を考える学習会』が開かれました。

はじめに寝屋川教組委員長が報告。市教委にはすべての教職員に知らせ、みんなの意見を聞いて決めるという姿勢は一切ない。市教委配布の文書（第四中学校区 小中一貫校建設に向けて）にはびっくりするようなことが書いてある。教育現場を知らない人が書いたと思う。いま、この文書に対する組合員からの意見・疑問を集約するとりくみを進めているとのべました。

学習会では、大阪府内の施設一体型小中一貫校に勤務する先生から、学校や子どもたちの様子についてお話がありました。開校までに市教委は住民説明会・保護者説明会・工事説明会を繰り返し行い地域・保護者からたくさん意見や疑問が出される中でいくつもの要望が反映されたこと。教職員組合は、建設予算が通った後は反対運動から条件闘争に入りさまざまな懸念や要求を整理し市教委に申し入れを行ったこと。開校までの準備の大変さ、特に小中間の驚くほど大きく異なる学校文化、開校後は1～9年生が同じ校舎で学校生活を送ることの難しさ、小学生も中学生もお互いに我慢が強いられている、PTA新聞にはよかったことよりも大変だったことの方が多く出され、この中では特に4つ＝（うるさい、汚い、遊べない、バス通学がストレス）といった姿が見られると紹介しました。

参加者からは「ああ、こんなにいろんな事を考えてやらないかんのかと改めて思った。」「（小中）一緒にするメリット・成果はない。子どもも先生も大変だということがすっかり分かった。」等の感想が出されました。7月28日（金）夜、寝屋川市教育委員会主催の小中一貫校建設計画についてのワークショップが開催されます。

<小中一貫校設置実施計画（平成29年4月 寝屋川市教育委員会）から>

「施設一体型」小中一貫校の設置（第四中学校区）

第四中学校区3校（明和小学校・梅が丘小学校・第四中学校）による「施設一体型」の小中一貫校を「小中一貫型小・中学校」等として、現在の明和小学校用地に新校舎を建設し、平成34年4月の開校を目指します。

そのため、平成31年4月から明和小学校を第四中学校敷地内に移転します。

「施設分離型」小中一貫校への移行（第四中学校区を除く）

現在の小・中学校施設を活用して進める、「施設分離型」の小中一貫校として、平成34年4月に「小中一貫型小・中学校」への移行を目指します。

『部落差別』の解消の推進法（永久・固定化法）を考えるシンポジウム



6月24日（土）京都市教育文化センターで『部落差別』の解消の推進法を考えるシンポジウムが開かれました。開会あいさつの後、4人のパネリストが発言しました。

★仁比聡平参議院議員は取り組みにあたって、①（解同の）確認糾弾、暴力の歴史にしっかり目を向け、克服するたたかいによって今日の到達点が築かれたこと、②「同和タブー」「解同タブー」を打ち

破って自由な意見交換の環境づくりを行うことは「同和問題」の根本的解決を考えていく上での基本的な課題、③法の強行は分断による支配、戦争する国づくりに突き進む安倍政権による国民分断の狙い、④対抗軸は憲法の実現にある、民意と民主主義で跳ね返していく、たたかいの柱はここにあると述べました。

★新井直樹全国人権連事務局長は、自由同和会や解同、自民党、政府（法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省など）、和歌山県、兵庫県、埼玉県の動向を紹介し、今後の運動の課題として①法律の乱用を許さない、②国会審議と附帯決議の遵守を、を提起。法律は恒久法となっているが、法の実効化をさせないことは十分可能。日本共産党をはじめ政党や議員、自治体職員、教職員、法曹界などと共同のたたかいを広げていくと訴えました。

★石川元也弁護士は、勇気ある人々とその裁判闘争（矢田事件・八鹿高校事件他）が解同の暴力糾弾路線と利権あさり（行政介入・窓口一本化行政の強要）を打ち破り、政府の施策を転換させたとして、地対協意見具申（1986年）、「啓発推進指針」（1987年）、法務省「確認・糾弾会について」（1998年）を取り上げ、2002年3月の「同和特別法」の廃止へと進んだ。今回の議員立法は政府の方針に反するものであり、実施させないために①解同には実施を迫る資格はないこと（反省もなく方針変更もない）、②自治体首長や職員に判例や政府の廃止理由を周知することをあげた。

★奥山峰夫元大阪経済法科大学教授は、そもそも「部落差別」とは前近代社会の賤民制の残りものである部落差別＝部落問題は、近代日本社会が克服すべき重要な課題の一つであったとのべた上で、水平社第10回全国大会（1931年）での「特殊部落民の地位」を取り上げ、社会的・政治的・経済的・教育的実態的害悪（実害）をもたらす事実行為を撤廃すべき部落差別と捉えていることがわかる、部落差別の累積と密接に関わって、部落にみられた生活諸部面における低位・劣悪性を部落問題ということができると説明。1970年～80年代には「結婚差別」「就職差別」とみられる事例がいくつか見られるが、近年はそれらが影をひそめている。また不適切な言動と思われるものも見受けられるが、実態的害悪（実害）をもたらすものは見当たらないとのべた。

フロア発言では、府立高校、市教組、人権連、共産党市・町議員から京都の実態が生々しく紹介された。参加者は150名、熱気あふれるシンポジウムとなりました。

「部落差別解消推進法」を考える学習・討論会

6月21日（水）夜、八尾商工会議所3階大ホールで『部落差別解消推進法』を考える学習・討論会が開かれました。

講演の冒頭、伊賀興一弁護士は「共謀罪法」が通ってからの日本社会はどうなっていくだろうか。警察権力による直接の恐怖と密告者を使つての恐怖。ちくらせて一網打尽にする。「共謀罪法」の危険を厳しく指摘しました。

★「この法律とどう向き合うか」→2002年3月、国の「特別対策は終わった」。この法律は悪用の武器になるかもしれないが復活させる根拠にはならない。2002年3月の総務大臣談話は「対象者と関係者を限定した特別対策は終了。特別対策を行うことがかえって部落問題解決の阻害要因になること」を内外に明らかにした。この法律が30年前、40年前に引き戻す効果はないことをしっかり掴むこと。

★「差別を無くす行政」という思い上がり→行政は差別を許さない行政をやっているとして市民の批判を許さなかった。ここに徹底した誤解がある。差別を無くすという行政が差別をし排除をした。私は行政から排除されたり差別されたりした全解連（民権連）の皆さんから学んだ。少数派の人たちが血のにじむような努力をして差別扱いを止めさせた。矢田民事の大阪地裁判決には「権力者が特定の考えが正しいなんて言いだしたら、いつの間にか、その考えでない人の思想、存在すら否定される」と書いている。私は、ここが部落差別解消の到達点であると見ている。

★法務省は条文に附帯決議を並べている。部落差別解消の到達点は参議院の附帯決議に反映している。この附帯決議が法律の条文の言葉足らずを埋めた。これを合わせて読まないで法を理解することにはならない。法務省はこの法律を解釈、適用するにあたっては、参議院の附帯決議なしで言うてはならないという位置づけをしている。この法律を悪用する動きに対しては法律違反という運動をやりましょう。

谷口正暁民権連委員長が「大阪における部落問題解決の到達点」を報告しました。

第43回大阪はぐるま研究集会

期 日 8月5日（土）6日（日）9:30～
会 場 エル・おおさか（府立労働センター）
日 程 全体会（第一日目 午前）
特別報告1 大阪教育文化センター
事務局長 山口 隆
特別報告2 民権連委員長 谷口 正暁
分科会（第一日目午後 二日目午前）
「人権と社会科」報告 柏木 功
全体会（第二日目 午後）

人権問題講演会

と き 8月9日（水）13:30～
と ころ 厚木市文化会館大ホール
講 演 『部落差別の解消の推進に
関する法律』と大阪
講演者 谷口 正暁
(大阪民権連 委員長)
基調報告
「同和問題解決の神奈川の現状」
長嶋 茂 神権連書記長